

## 1 - ( 5 ) 重要伝統的建造物群保存地区保存事業の充実

(文化庁)

京都市では、伝統的建造物群保存地区として4地区、14.9haを指定し、保存に努めておりますが、対象となる建造物の数も多く、建造物の修理・修景には多額の事業費を必要とします。しかし、現在、国によって選定された重要伝統的建造物群保存地区は全国で73地区と増加しているにもかかわらず、国庫補助金の保存修理に係る予算は増額されておられません。そこで、地区内における建造物の修理・修景事業等に係る予算の大幅な増額と国庫補助金の補助率の引上げを要望します。

また、伝統的建造物は、相続税等の税負担の重さにより、所有者による維持が困難になる例が増加しつつあります。特に京都市では、地方都市と比較して、地価の高騰に伴い相続税が一層、高額となっていることから、その例が顕著となっています。このような状況の中、伝統的建造物の相続財産の控除制度が創設されたことは、京都の町並み景観の保全にとっても大きく寄与するものです。しかし、その控除割合は、重要文化財の7割には及ばず3割にとどまっており、伝統的建造物を維持・保全するには十分とは言えない状況にあります。そこで、地区内の建造物及びその敷地に係る相続税について、重要文化財に対する相続税控除割合と同等の控除割合の適用を要望します。

さらに、東南海地震の発生や、京都市の活断層の活動が憂慮される中、伝統的建造物の耐震性の向上など、町並み景観を地震等の災害から守る対策が喫緊の課題となっているため、地区内の建造物等を地震等の災害から守るための耐震診断及び耐震補強に係る制度の創設を提案します。

## 提案事項

国選定の重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等を地震等の災害から守るための耐震診断及び耐震補強に係る制度の創設

## 要望事項

国選定の重要伝統的建造物群保存地区における

- 1 建造物の修理・修景事業等に係る国庫補助金の増額及び補助率の引上げ
- 2 地区内の建造物及びその敷地に係る相続税について、重要文化財に対する相続税控除割合と同等の控除割合の適用

主な提案先：文化庁（文化財部参事官）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL 075-222-3473

## <参考>

伝統的建造物群保存地区の保全に係る事業

産寧坂<sup>さんねいざか</sup>地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本<sup>さやがとりいもと</sup>地区、上賀茂地区の4地区において、国の補助を受けながら、地区内の建築物等への修理・修景に対する指導と補助金交付事業を行い、景観の維持向上を図っています。

### 1 修理修景事業

昭和51年度～平成17年度（実績） 903件 1,194,856千円

平成18年度（予算） 44,000千円

### 2 その他事業

昭和48年度～平成17年度（実績）

町並み調査事業費 32,449千円

石畳整備等、説明板設置 25,942千円

防災計画策定調査 7,000千円

防災施設整備 160,777千円